

徳島県告示第五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和六年一月二十三日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う病院又は診療所		担当する 医療の種類	変 更
名 称	所 在 地	旧	新		
日本赤十字社徳島県支部	徳島市庄町三丁目二二番地一	徳島赤十字ひのみね総合療育センター	徳島赤十字ひのみね医療療育センター	育成医療（整形外科） 更生医療（整形外科）	令和五年四月一日